

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 まきのはら運動公園、霧島市牧之原運動場、霧島市福山体育館、霧島市福山多目的交流施設、霧島市福山プール
- 2 指定管理者 霧島市溝辺町麓六丁目14番地
きりしまPPP株式会社
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 各施設の概要

(1) まきのはら運動公園（多目的屋内運動場（まきばドーム））の概要

- ① 施設名 まきのはら運動公園（多目的屋内運動場（まきばドーム））
- ② 位置 霧島市福山町福山6346番地
- ③ 建築年度 平成14年度
- ④ 構造・面積 鉄骨造平屋建 延床面積 5,052.30㎡
- ⑤ 設置目的 市民の健康の維持及び増進と教養の向上並びにスポーツ技術の向上に寄与するため設置
- ⑥ 年間利用者数 21,835人（令和5年度実績）
- ⑦ 年間使用料 1,696,310円（令和5年度実績）

(2) まきのはら運動公園（パークゴルフ場）の概要

- ① 施設名 まきのはら運動公園（パークゴルフ場）
- ② 位置 霧島市福山町福山6268番地52
- ③ 建築年度 平成13年度 増設平成26年度
- ④ 構造・面積 延床面積 27,374㎡
- ⑤ 設置目的 上記(1)の⑤に同じ。
- ⑥ 年間利用者数 36,307人（令和5年度実績）
- ⑦ 年間使用料 9,982,700円（令和5年度実績）

(3) まきのはら運動公園（多目的広場）の概要

- ① 施設名 まきのはら運動公園（多目的広場）
- ② 位置 霧島市福山町福山6125番地77
- ③ 建築年度 平成22年度
- ④ 構造・面積 敷地面積 35,913㎡
- ⑤ 設置目的 上記(1)の⑤に同じ。
- ⑥ 年間利用者数 9,712人（令和5年度実績）
- ⑦ 年間使用料 74,640円（令和5年度実績）

(4) 霧島市牧之原運動場の概要

- ① 施設名 霧島市牧之原運動場
- ② 位置 霧島市福山町福山5336番地
- ③ 建築年度 昭和52年度
- ④ 構造・面積 面積 28,495㎡
- ⑤ 設置目的 上記(1)の⑤に同じ。

- ⑥ 年間利用者数 6,890人（令和5年度実績）
- ⑦ 年間使用料 211,540円（令和5年度実績）

(5) 霧島市福山体育館の概要

- ① 施設名 霧島市福山体育館
- ② 位置 霧島市福山町福山5290番地61
- ③ 建築年度 昭和56年度
- ④ 構造・面積 鉄骨造平屋建 延床面積 1,300㎡
- ⑤ 設置目的 上記(1)の⑤に同じ。
- ⑥ 年間利用者数 6,369人（令和5年度実績）
- ⑦ 年間使用料 329,720円（令和5年度実績）

(6) 霧島市福山多目的交流施設の概要

- ① 施設名 霧島市福山多目的交流施設
- ② 位置 霧島市福山町福山6268番地52
- ③ 建築年度 平成13年度
- ④ 構造・面積 木造平屋建 延床面積 136㎡
- ⑤ 設置目的 本市の林業及び農業経営技術の向上、農村文化の向上並びに農村生活環境の改善等を図るとともに、地域住民の健康増進並びに連帯意識の高揚を図り地域の総合的な発展を期するため設置

(7) 霧島市福山プールの概要

- ① 施設名 霧島市福山プール
- ② 位置 霧島市福山町福山2962番地1
- ③ 建築年度 平成20年度
- ④ 構造・面積 面積 357㎡
- ⑤ 設置目的 市民の健康増進並びに児童及び生徒の体力向上に資するため設置
- ⑥ 年間利用者数 197人（令和5年度実績）
- ⑦ 年間使用料 28,260円（令和5年度実績）

2 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在地

- 名称 きりしまPPP株式会社
- 代表者 代表取締役 山口 克典
- 所在地 霧島市溝辺町麓六丁目14番地

(2) 組織

設立年月日	平成17年9月
資本金	1,000万円
従業員数	53人
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none">・一般土木建築工事業・道路舗装工事業・造園、及び緑化事業の請負、設計、施工並びに管理・スポーツ施設、保養所、研修所、レストラン、ホテル、旅館等宿泊施設及び売店の経営・警備、保安業務の請負・ビル、マンション及び住宅のメンテナンス並びにリフォーム工事請負・旅行の斡旋及び旅行業法に基づく旅行業者代理業・飲食店、喫茶店、駐車場、カルチャーセンターの経営・スポーツ用品、衣料品、玩具の販売・不動産の売買、仲介、管理及び賃貸・遊技場、遊園地等の娯楽施設の経営・健康・美容機器、マッサージ器具、化粧品、健康食品、食料品、清涼飲料水の販売及び輸出入・イベントの企画、構成及び運営、並びに芸能及びスポーツに関する興行・出版及び広告宣伝業・上記に附帯する一切の業務

3 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会においては、申請者が提出した事業計画書等の審査及び申請者からのヒアリングを実施し、各委員（9人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

その結果、きりしまPPP株式会社の評点の合計が選定基準を満たしているとともに、指定管理候補者として適当であると認められたところであり、その選定に当たっては、次のような意見が出された。

(主な選定意見)

- ・利用者の意見、要望の聴取や環境美化に積極的に取り組む姿勢を評価する。
- ・経営見直し等の自主努力による利益を施設の維持管理に還元する点を評価する。
- ・利用実態を考慮し、4月から9月までの間、運営時間を延長する点を評価する。
- ・出資企業各社との連携により、人材・運営ノウハウ等、支援体制を整える点を評価す

る。

- ・パークゴルフ選手権の開催を計画するなど、魅力ある施設運営に努める点を評価する。